「自治体首長名〕殿

従業員の個人番号を通知書に記載しないことを求めます

2017年 月 日

会社名

所在地

代表者

【要請趣旨】

地方税法施行規則の一部改正(15年10月)により、地方税の「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」(以下、通知書)に個人番号欄がもうけられました。今年5月から自治体が発出する通知書に個人番号を記載して、特別徴収義務者である事業者に送付することを総務省が強く求めています。

しかし、私が経営する会社において、税務手続きなどにおいて個人番号が必要であること を従業員に伝える努力をしましたが、本人の強い意志により、個人番号の提示・提供を受け ることが困難な状況です。

従業員は、本人の了解もなく、個人番号が自治体から勤務先である私の会社に知らされて しまうことに、強い懸念と不安を抱いており、これ以上、個人番号の提示・提供を強要すれ ば、労使関係が悪化し、事業活動にも支障をきたしかねません。

また、自治体から送られてくるとはいえ、第三者から個人番号を入手することで、従業員との信頼関係が損なわれる危険性もあります。そうしたことによる損害は誰が責任をとってくれるのでしょうか。

この間、全国商工団体連合会など多くの市民団体が参加して行った交渉において、総務省は「番号を記載しないと決めた自治体への地方税法上のペナルティーや罰則はない」「アスタリスク表示を強制的にやめさせる権限・物理的手段はない」と回答しています。

個人番号を本人の了解も得ずに勝手に通知書に記載することは、憲法に保障されたプライバシー権を侵害する行為に当たります。

以上の趣旨から、下記内容の要請をいたしますので、何卒、善処をよろしくお願いします。

【要請事項】

従業員の個人番号を通知書に記載しないこと